

# 不開示情報の判断基準

法令秘情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 1 号 )	法令等により公開できないとされている情報	
	例	(1) 地方税に関する調査内容 (2) 指定統計を作成するために集めた調査票
個人情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 2 号 )	1 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの	
	例	氏名、住所、生年月日、学歴、思想、信条など
	2 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの	
	例	児童の事故報告の児童に関する情報(保護者や関係者が保有している情報や一般的に入手可能な情報により、当該児童を識別できるもの)
	3 個人識別符号が含まれるもの	
	例	マイナンバー、健康保険被保険者番号、運転免許番号など
	4 特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの	
	例	(1) カルテや反省文などの情報(個人が識別されなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるため)
		(2) 未発表の研究論文などの情報(財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるため)
	個人に関する情報であっても公開される情報	
	(1) 法令等の規定により公にされているもの	
	例	医療法第 14 条の 2 の規定により、病院内に掲示されている管理者及び診療に従事する医師の氏名
	(2) 慣行として公にされているもの	
	例	受賞者名簿
(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要とされるもの		
例	食品営業許可台帳(情報公開用)	
(4) 公務員の職務遂行にかかる情報		
例	起案用紙中「起案者名」の記載・押印、「決裁欄」押印	
法人等に関する情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 3 号 )	法人などの事業に関する情報で、正当な利益を害するおそれのあるもの	
	例	(1) 設計者の考案・工夫等の技術や販売実績、取引先の名称
		(2) 経理、人事に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報
		(3) 社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報
	法人情報であっても公開される情報	
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必		

	要とされるもの
	例 工場排水の分析結果や消費生活相談の内容等
犯罪の予防、捜査等情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 4 号 )	公共の安全等に関する情報
	例 (1) 防犯カメラの設置位置 (2) 特定人の家屋構造、警備計画、印影など
審議、検討又は協議に関する情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 5 号 )	実施機関、国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる情報
	例 (1) 都市計画策定にかかる事前協議 (2) 許認可等行政処分に係る協議・調整内容
行政運営情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 6 号 )	1 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報
	例 立入り検査等の計画内容
	2 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報
	例 用地買収交渉に対する区の方針や争訟事案に対する区の方針
	3 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報
	例 公表前の調査報告書
	4 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報
	例 公表前の職員人事異動
任意提供情報 ( 条例第 7 条第 1 項第 7 号 )	公開しないとの条件で任意に提供された情報
	例 (1) 国等からの補助金内定通知 (2) 審議中の法律改正案にかかる解釈・指針等
	任意提供情報であっても公開される情報
	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要とされるもの
存否応答拒否 ( 条例第 10 条 )	開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる情報
	例 (1) 特定の個人の病歴に関する情報について開示請求がされた場合(個人情報に該当) (2) 捜査事項照会書など犯罪内偵に関する情報について開示請求がされた場合(犯罪の予防・捜査等情報に該当)